

助成事業名	コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）
助成主体	一般財団法人 自治総合センター
事業実施主体	市町村、市町村が認めるコミュニティ組織（町内会、自治会など）
助成対象	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会 ※助成金の交付については、市町村等の会計を経由して交付されます
事業目的	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもの。
対象事業	●事業の内容 ・コミュニティ活動に必要な設備の整備に関する事業 ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの ※対象事業例：除雪機、テーブル・椅子、イベント用テント、太鼓、健康機具、法被、拡声器、刈払機、草刈り機、音響用品 など
対象経費	設備の整備に対する経費 （ただし、建築物・消耗品は対象外）
交付率・上限額等	助成率：対象経費の10/10以内 助成額：上限250万円 下限額100万円 ※10万円単位
申請時期	例年、前年の9月～10月
新規採択事例 （団体等）	平成23年度：銭函創作太鼓童夢 平成24年度：小樽太鼓衆鼓響 平成26年度：小樽市若竹町会 平成27年度：小樽市長和町会 平成28年度：小樽市共睦町会 平成31年度：小樽市新光南町会
問合せ窓口	（その他コミュニティ組織）小樽市総務部企画政策室 電話（0134）32-4111 内線273 北海道後志総合振興局地域政策部地域政策課地域政策係 電話（0136）23-1341
備考	応募多数の場合は選考となります